## 船橋市「市民協働の指針」(案)に対する意見について

## 1. 意見募集の概要

(1)期間

平成20年 2月1日(金) ~ 平成20年 2月29日(日) 29日間

(2) 応募者数等

•市民 : 4名(19件)

(3)提出方法の内訳(市民)

郵送 : O名Eメール : 2名FAX : 2名

## 2. 意見の概要と市の考え方

NΟ	意見の概要	市の考え方
	3. 指針(案)5ページ③について	今回お示しした指針(案)では、本市における市民協働に関する定義などを明らかにし、その中で、市民協働の担い手を「あらゆる主体」と表現し、その中でも「市民」については、個人、団体など「多様な主体」としております。このなかにおけるすべての団体について記載することは不可能であることから、一部の団体を例示するにとどめ、具体的には記載しておりませんでしたが、当然、経済団体や事業所もこの主体と考えております。今回のご指摘に基づき、市民協働の定義における「あらゆる主体」のうち「市民」の説明のなかで経
	が、地域的な人のつながりの希薄化を招き、地域住民の助け合いの意識を低下させている。自治会などの地区コミュニティは、世帯加入率の低下や活動担い手の固定化などにより、共同体としての機能が低下してきていると思われる。少子高齢化対策としての子育て支援事業など、企業や企業者の連帯である商工会議所も、地区コミュニティと協調して効果的な社会貢献活動への行政との結び付きが強化される地域組織とされたい。	等・産業団体を例示することといたします。
	4. 指針(案)15ページ①について 行政パートナー制度について、行政と市民団体との二者間関係だけでなく、市民と企業とが 行政と協力していく三者間での協働も考えられたい。	本指針において、行政パートナーには、市民と行政をつなぐコーディネーター的な役割を 担っていくことを求めています。市民の中には企業も含まれますので、ご指摘のような三 者間の協働も考えております。

	意見の概要	市の考え方
に基づく平成19 定され、重点施領が図られるのでしています。 6. リーディングラングでを保証では、 10 では、 10 では	5身近な観点から施策の総合的な見直しを図り」とあるが、船橋市総合計画~22年度の「船橋市実施計画」「生き生きふなばし」リーディングプランが策策や具体的な施策が策定されているが、この市民協働の指針により見直ししょうか。 プランとの整合について  (11) ふるさと心ぬくもりプランに 進するシステムの構築 の役割分担の明確化などが重点施策として挙げられております。この重点 協働の指針に基づかない形ですでに重点施策として記載されています。船 9~22年においても「市民との協働により進むべき方向」となっていると思い 連携する団体として商工会議所や社会福祉協議会など、具体的な連絡先と に記載されており、以前からも地域の発展のために連動して活動している団 つの各種団体として割愛することなく記載するべきものと思います。市民協 計画に基づく実施計画自体が縦割り行政になっているのでは?計画相互の	ご指摘のありましたリーディングプランは、船橋市総合計画における基本計画のリーディングプランであると思いますが、「市民協働の指針」の策定は、この総合計画を受けた事業計画の一環として、平成19年度事業において行うものであります。したがいまして、この指針によって見直しを図るのではなく、総合計画における基本計画を実施していくなかでの一つのメニューという位置づけと考えていただければよろしいのではないかと思います。また、すべての団体について割愛せずに記載することは不可能であることから、一部の団体を例示するにとどめ、具体的には記載しておりませんことをご理解願いたいと存じます。
	ージについて い「自らも参画する公共サービスのあり方」とあるが、市民は行政に依存して 市民は行政に信託しているのではないか。表現に疑問を感じる。	ご指摘がありました表現につきましては、適切な表現に改めてまいります。
8. 指針(案)8ペーあらゆる主体には	ージについて よ、個人の他、連携する団体を関係する各種団体の一語でまとめてよいか。	本指針において、市民協働の担い手について、すべての団体を記載することは不可能であることから、一部を例示するに留めた表記をいたしましたことをご理解願いたいと存じます。
		市氏 励 関 推 運 員 は、 新 た に そ の 職 を 担 つ 専 口 職 と し く 雇 用 し た も の で は な く、 現 在 、 合 所 属 に お い て 担 当 職 務 を 持 っ て 配 置 さ れ て い る 一 般 職 員 に 市 民 協 働 推 進 員 の 役 割 も 兼 務 さ せ る も の で す 。 新 た に 職 員 の 増 員 を す る 余 裕 の な い 中 で 、 職 員 に は 負 担 を か け る こ と に な り ま す が 、 必 要 な 仕 事 を 実 施 す る た め に こ の よ う な 体 制 を と っ て い る も の と ご 理解 く だ さ し い .
ない。商工会議所	祉に関して記述があるが、その前提となる経済的自立に関しての記述が少	本指針において、すべての団体の活動を網羅できなかったため、直接には触れることができず、申し訳ありませんが、商工会議所が担ってこられたこれまでの活動につきましては、非常にありがたく感じているところでございます。今後も、本市のまちづくりにおける市民協働の取り組みにご協力を賜りたいと存じます。

NO	意見の概要	市の考え方
	11. 地域産業団体及び企業との協働のあり方について 市民協働の指針(案)には、地域産業団体及び企業との協働のあり方について記述が希 博。産業団体の構成員は、営利目的の企業であるが、団体組織は本来非営利であり、市民 活動団体と同様の特性をもつ。特に商工会議所は、産業団体のほとんどをその会員とし、商 古会、地域住民、行政等と「まちづくり、地域活性化」に取り組み、いわば協働の先駆的存在 と考える。ぜひ、地域組織の一員として記述されたい。	本指針におきましては、すべての団体について記載することは不可能であることから、一部の団体を例示するにとどめ、具体的には記載しておりませんでしたが、当然、地域の産業団体や企業も市民協働の主体としての地域組織の一員と考えております。今回のご指摘に基づき、市民協働の定義における「あらゆる主体」のうち「市民」の説明のなかで経済・産業団体を例示することといたします。
- - - - -	12. 一市民の協働との関わり方について 市民協働の指針(案)では、市民協働を市民活動団体の活動と捉えているのでは。団体に属さない単なる一市民に、どのように市民協働の担い手になってもらうのかが見えてこない。  13. 指針(案)13~14ページについて 「2. 市民協働に関する環境づくり」などにおいて、市民活動を支える担い手の育成が述べられているが、指針(案)全体として、ボランティア団体やNPOを中心とした連携が述べられている感がある。市民一人ひとりが自分の生活の中で「協働意識」を醸成することが大切と考える。	今回の指針(案)にもありますとおり、本市では、市民協働の担い手は「あらゆる主体」と 定義し、そのなかに市民個人も含めております。個人がどのように市民協働の担い手とし て活動できるのかということにつきましては、ケースバイケースで様々な取り組み方があ ると思いますが、たとえば市民協働課の行政パートナーになって活動していただくという 方法もあります。指針(案)にもありますとおり、市民協働の推進には、市民協働に関する 理解と実践の繰り返しが重要であると考えており、市民の皆さんや職員の一人ひとりに、 市民協働の意識を持ってもらえるよう、取り組んでまいりたいと考えております。
	4. 指針策定の背景について  1. 社会的背景  1)地方分権と自治体の自立  今後、少子・高齢化をはじめとして、地域を取り巻く課題はますます多様化し、複雑化する。  2)より効果的で効率的な公共サービスの提供が求められる、総合的な見直しを図るため   自助」「共助」「公助」により問題解決となっているが、多くの市民(個人)は行政に信託している。	今回お示しした指針(案)において、本市における市民協働に関する定義を明らかにし、 その中で、市民協働の担い手を「あらゆる主体」と表現し、その中でも「市民」についてに 固人、団体など「多様な主体」としております。すべての団体について記載することは不 まであることから、一部の団体を例示するにとどめ、ようのでは特にすずず、ままれ
	2. 地域的背景 「市民活動に関する市民及び市民活動団体意識調査」において市民(個人)=回収率3 6%、市民活動団体=回収率60. 1%であり、市民個人の関心・意識は低い。 今後、市民と行政が一体になって「市民福祉の向上」への地域参加と言っているが、多くの 市民は行政に信託している。指針(案)に記述の市民との協働とは、NPO等市民活動団体と の「市民との連携」と思われる。商工会議所、企業団体、企業が社会貢献活動を推進できる 位置づけを明瞭にすべき。	たが、当然、商工会議所もこの主体と考えております。今回のご指摘に基づき、市民協働の定義における「あらゆる主体」のうち「市民」の説明のなかで経済・産業団体を例示することといたします。
	16. 市民の領域について 市民の領域については、個人と個人が形成する組織・団体とは区分すべきと考える。	本指針においては、市民の領域における各主体には、個人や団体があり、その主体としての団体も基盤には個人単位の存在があって、各主体間を超えて立場が変わるなどしながら横断的に連携して支え合う関係を築いていくところが重要と捉えておりますのでご理解願いたいと存じます。

NO	意見の概要	市の考え方
2	17. 文章の書き方について	ご指摘ありがとうございます。再度推敲の上、必要に応じて表現を改めさせていただきま
	文章の書き方で、気になる部分の訂正意見	す。
3	18. 公共サービスの維持について	
	指針(案)に記載の公共サービスを維持する意見	
4	19. 生き生きとしたふれあいの都市ふなばしについて	ご指摘の事柄につきましては、今後、市民協働のまちづくりを推進する上で参考にさせて
	・ランタンフェスティバルを開催してはどうか。 ・メールマガジンを配信してはどうか。 ・「27(フナ)」という数字を船橋市民のシンボルナンバーとした、全市民参加のイベントや、 キャッチコピーに活用したエコ活動等を開催してはどうか。	いただきます。